

地域防犯カメラ等設置補助金申請の手引き【簡易版】

●補助制度の概要

(1)補助対象となる団体

自治会、町内会（個人に対する補助金制度ではありません）

(2)補助対象となる経費

①地域防犯カメラの購入及び設置工事に要する費用

（例：防犯カメラ本体、録画装置、独立柱（公道上に独立柱は設置不可）など）

②地域防犯カメラの設置を示す看板の設置に要する費用

補助対象外となる経費

- ・ レンタルやリース契約の防犯カメラ費用及び設置にかかる費用
- ・ 各種許可申請費、機器の維持管理費用（電気料金等）、移設・撤去費用、電柱等への共架した際の共架料、土地・建物等の使用や取得又は補償に要する費用

(3)補助対象となる防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、公道等の公共の場所における不特定多数の人の動きを撮影するため、特定の場所に常設して画像記録装置を有する防犯カメラが対象となります。

補助対象外となる防犯カメラ

- ・ 特定の個人に係る私有財産保護や施設管理を目的とするカメラ
（例：マンション等の敷地内、駐車場、ごみ集積所、寺社仏閣等）
- ・ 画像記録装置がないカメラ（モニターのみ、ダミーカメラなど）

(4)補助内容

地域防犯カメラの購入及び設置費用に要する費用などの合計額の 3/4

（1 自治会につき 1 年度あたり上限 20 万円、100 円未満切捨て）

(5)設置・管理・運用

- ・ 鴻巣市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに準拠した設置運用規程を各自自治会内で策定し、適正な管理及び運用をお願いします。（ガイドラインについては市 HP に掲載）
- ・ 本補助金の交付を受けた地域防犯カメラでは、設置後 5 年間は原則撤去不可となります。特定の役員のみでの設置決定は、管理・運用上の問題が生じることが想定されますのでご注意ください、管理・運用が滞りなくできるよう役員会等で十分に検討してください。
- ・ 個人のプライバシー保護に配慮が必要となります。撮影する画像の中に住宅の生活の様子が映り込み、個人を識別することが可能になってしまう場合、画角調整を行った上で周辺住民への説明を十分に行い、同意を得てください。
- ・ 地域防犯カメラ設置後、警察等から捜査協力の依頼がくる場合があります。画像データの保存や機器の取り扱いについて、設置業者やメーカーによく確認した上で、操作マニュアル等を作成してください。

地域防犯カメラ等設置補助金申請の手引き【簡易版】

●補助金申請・交付の流れ

